

第12回西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会

日時：平成15年10月24日（金）午後1時30分

場所：石鎚山ハイウェイオアシス館 3階大ホール

1 開会

2 会長あいさつ

3 議 事

(1) 報告事項

報告第44号 西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会新市の事務所の位置検討小委員会報告について

報告第45号 西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会新市建設計画策定小委員会報告について

報告第46号 西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会新市の事務所の位置検討小委員会報告について

(2) 継続協議事項

協議第6号 新市の事務所の位置について

協議第7号 新市建設計画の策定について

協議第38号 議会議員の定数及び任期の取扱いについて

協議第40号 特別職の職員の身分の取扱いについて

協議第41号 補助金・交付金等の取扱い（その2）について

協議第42号 町名・字名の取扱いについて

協議第43号 各種事務事業（農林水産関係）の取扱いについて

協議第44号 各種事務事業（商工観光関係）の取扱いについて

協議第45号 各種事務事業（都市計画関係）の取扱いについて

協議第46号 各種事務事業（建設事業関係）の取扱いについて

(3) 新規協議事項

協議第47号 組織及び機構の取扱いについて

協議第48号 各種事務事業（その他の事務事業）の取扱いについて

4 新市名の名付け親大賞等の抽選について

5 その他

(1) 第13回会議の開催日時について

6 閉会

出席委員

伊藤 宏太郎	青野 勝	渡部 高尚	塩出 皓治
石川 昭司	近藤 経美	北野 英昭	戸田 健一
伊藤 孝司	越智 宏司	徳永 英光	徳永 求
井上 豊實	荃田 元近	岡田 初	佐伯 出
塩崎 武司	久門 渡	瀬川 政子	渡邊 良一
山内 サダ子	森川 義彦	渡部 仁志	服部 和子
青野 久美	玉井 泰三	有馬 馨	山ノ内盈裕

欠席委員

越智 哲雄

欠席顧問

玉井 実雄	藤田 光男	渡部 浩	明比 昭治
-------	-------	------	-------

真鍋局長	<p>ただ今から西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の第12回会議を開会いたします。</p> <p>開会に当たりまして、協議会の会長からごあいさつを申し上げます。</p>
伊藤会長	<p>開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。</p> <p>委員の皆様には、大変お忙しい中をご出席いただきまして、まことにありがとうございます。</p> <p>本日は、長い間、ご検討をいただいております新市の事務所の位置等及び新市建設につきまして、小委員会からその取りまとめのご報告をいただくようでございます。この報告をご承認いただきましたならば、協議案件を追加でご提案をさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたしたいと存じます。</p> <p>このことから本日の案件は、追加の案件を含めまして、報告案件3件、協議案件12件、そのほか、前回、新市の名称が西条市に決定いたしましたことから、応募者の懸賞の抽選も予定をしております。計16件の議題を予定しております。案件も多くありますことから、時間も長くなるかと存じますが、委員の皆様には何とぞ忌憚のない、そして活発なご意見をお願いしたいと思います。</p> <p>なお、朝晩大分寒くなってまいりましたが、委員の皆様には、お体十分ご自愛いただきまして、引き続き、ご協力をお願い申し上げます。ごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
真鍋局長	<p>ありがとうございました。</p>

真鍋局長	<p>それでは、ただいまから議事に入りたいと思いますが、会議の議長は、合併協議会規約第10条第2項の規定によりまして会長が務めることとなっておりますので、議長を会長にお願いいたしたいと思います。</p> <p>なお、ご発言の際に、挙手をいただければ、事務局職員がマイクをお持ちいたしますので、それをご使用いただきますようお願いを申し上げます。</p> <p>また、本日の委員参加数は、委員29名中、28名でございますので、本日の会議は成立しておりますことをまずご報告申し上げます。</p> <p>また、報道関係者から撮影の申請がありましたので、許可しておりますことをあわせてご報告申し上げます。</p> <p>それでは、会長、議長をよろしくお願い申し上げます。</p>
伊藤議長	<p>それでは、規約に基づきまして、議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、早速、会議次第の3、議事に入らせていただきます。</p> <p>報告第44号「西条市・東予市・丹原町・小松町合併協会新市の事務所の位置検討小委員会報告について」及び、本日追加資料としてお手元に配付しております第12回会議資料(その2)に、報告第46号として「西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会新市の事務所の位置検討小委員会報告について」、この2件につきまして、小委員会の委員長より報告を求めます。</p>
徳永(英)委員長	議長。

<p>伊藤議長</p> <p>徳永（英）委員長</p>	<p>徳永委員長。</p> <p>第9回、第10回新市の事務所の位置検討小委員会の委員長報告を行います。</p> <p>新市の事務所の位置検討小委員会の委員長の徳永でございます。第9回小委員会で、私が小委員会委員長に選任されましたことを、まずご報告いたします。</p> <p>それでは、第9回の新市の事務所の位置検討小委員会のご報告をいたします。</p> <p>会議資料3ページをお開きください。</p> <p>第9回小委員会は、10月10日午後3時から丹原町文化会館小ホールで開催され、空席となっていました委員長の選任を行い、引き続き第6回小委員会に提案され、継続審議となっておりました新庁舎建設の場所につきまして審議を行いました。</p> <p>委員から、「この案件についてはもう一度持ち帰り、協議をしたいので、継続としてほしい。」との意見があり、審議の結果、全員一致で継続とすることになりました。</p> <p>以上で、第9回新市の事務所の位置検討小委員会会議の報告を終わります。</p> <p>続きまして、平成15年10月20日の午後5時から西条市役所5階会議室で開催されました第10回の新市の事務所の位置検討小委員会のご報告をいたします。</p> <p>会議資料（その2）の2ページをお開きください。</p> <p>第10回小委員会では、継続審議となっておりました新庁舎建設の場所につきまして審議を行いました。</p>

徳永（英）委員長	<p>委員から、「新庁舎建設の場所は、西条市内とする。ただし、4市町からの交通事情や住民の利便性を考慮し、現在の西条市役所より西の地域で、主要幹線沿線に適地を求めて建設する。」という案に賛成する意見があり、委員にお諮りしましたところ、全員異議なく、表現は一部修正をいたしました。が、「新庁舎建設の場所は、合併前の西条市内とする。ただし、4市町からの交通事情や住民の利便性を考慮し、現在の西条市役所より西の地域で、主要幹線沿線に適地を求めて建設する。」ということで、全員一致の意見がまとまりましたことをご報告いたします。</p> <p>次に、小委員会での審議が終了したことから、事務局から合併協議会に報告する小委員会報告書につきましては、追加提案があり、事務局から説明の後、審議に入りました。</p> <p>委員から、報告書の表現内容について、一部修正の意見があり、審議の結果、修正し、その内容は委員長に一任して報告することで、委員全員異議なく一致いたしました。</p> <p>本日の会議資料として配付いたしております新市の事務所の位置検討小委員会報告書をご覧ください。</p> <p>ご覧になられている報告書が、第10回小委員会で審議した結果でございます。報告書の内容につきましては、この報告の後、ご説明いたします。</p> <p>以上で、第10回新市の事務所の位置検討小委員会の報告を終わります。</p> <p>続きまして、新市の事務所の位置検討小委員会に協議会から付託された事項の審議結果報告を行います。</p> <p>新市の事務所の位置検討小委員会報告書をご覧ください。</p>

徳永（英）委員長	<p>報告書の1ページをお開きください。</p> <p>新市の事務所の位置検討小委員会は、平成14年10月7日に開催された第1回西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会において、新市の事務所の位置に関する事項について、調査及び審議を行うため設置されました。小委員会委員は、2市2町の議会議長、助役並びに学識経験者（1名）が選任され、計12名で構成されております。</p> <p>小委員会は、新市の事務所の位置、事務所の事務の方式、新庁舎建設の是非及び建設の場所についての審議を行うため、10回開催されました。</p> <p>事務所の位置については、地方自治法第4条第2項の「住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係について適当な考慮を払わなければならない。」という規定を参考に審議を行い、総合支所方式の場合の本庁として、企画管理部門等の職員が収容できる庁舎の候補に、西条市役所と東予市役所を挙げ、検討を行った結果、新庁舎建設までの間、現在の西条市役所とすることの結論となりました。</p> <p>なお、西条市役所を本庁とする場合、駐車場の拡張整備をすべきであるとの要望がございました。</p> <p>事務所の事務の方式については、合併のメリットである職員の削減や効率化等の行政改革を進めるために、本庁方式を目標にすることが基本である。しかしながら、現在の4ヶ所の庁舎では、いずれも本庁機能に該当する職員全員を収容することは物理的に難しいこと、住民に対するサービスの急激な変化を避けることなどから、既存施設を有効活用して、当分の間、総合支所方式とすることの結</p>

徳永（英）委員長	<p>論となりました。</p> <p>新庁舎の建設については、合併のメリットを最大限に活かせる本庁方式への移行のため必要であり、新市建設計画に新庁舎建設を明記し、合併特例債の適用を受けることのできる10年以内に新庁舎を建設すべきであるとの結論となりました。</p> <p>新庁舎の建設場所については、1つ、合併前の西条市内とする。具体的な場所は新市になってから検討する。2つ、合併前の西条市内とする。ただし、4市町からの交通事情や住民の利便性を考慮し、現在の西条市役所より西の地域で、主要幹線沿線に適地を求めて建設する。3つ目、新市の成立後、市民の利便性、地域の一体性の確立状況及び地域の振興、地域のバランス等にも十分配慮し、検討する。という3つの案が出されました。検討を行った結果、新庁舎の建設場所は、合併前の西条市内とする。ただし、4市町からの交通事情や住民の利便性を考慮し、現在の西条市役所より西の地域で、主要幹線沿線に適地を求めて建設するとの結論となりました。</p> <p>以上、西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会から付託された新市の事務所の位置について、新市の事務所の位置検討小委員会での審議が終了しましたので、報告書をもってご報告いたします。</p> <p>2ページから3ページには、第1回から第10回までの審議事項をお示ししております。</p> <p>3ページをご覧ください。</p> <p>新市の事務所の位置検討小委員会の委員名簿を載せております。</p> <p>以上で、新市の事務所の位置検討小委員会に協議会から付託された事項についての結果報告を終わります。よろしく願いいたします。</p>

<p>徳永（英）委員長</p> <p>伊藤議長</p>	<p>以上です。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま徳永委員長から報告第44号及び報告第46号として、第9回・第10回の小委員会報告と、協議会から新市の事務所の位置検討小委員会に付託されておりました、新市の事務所の位置について、本日、小委員会の最終報告がございました。</p> <p>新市の事務所の位置検討小委員会の徳永委員長はじめ、小委員会委員の方々には、協議会を代表しまして御礼を申し上げたいと、このように存じます。</p> <p>さて、報告されました小委員会の最終報告については、この協議会における承認が必要かと思えます。その点を踏まえまして、何かご質問等ございましたら、ご発言をいただきたいと存じます。どうかからでもご発言をお願いします。</p> <p>特段ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「なし」の声あり）</p>
<p>伊藤議長</p>	<p>特になければ、ご了承をお願いしたいと思います。</p> <p>なお、ご了承をいただきましたので、先ほどあいさつの中でも申し上げましたが、後ほど追加議案といたしまして、「新市の事務所の位置について」を提案させていただきたいと思えます。ご了承ください。</p> <p>次に、報告第45号「西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会新市建設計画策定小委員会報告について」を議題といたします。</p>

伊藤議長	小委員会の委員長より報告を求めます。
茎田委員長	はい。
伊藤議長	茎田委員長。
茎田委員長	<p>新市建設計画策定小委員会の委員長報告を行います。</p> <p>それでは、報告第45号といたしまして、第13回、第14回の新市建設計画策定小委員会の会議結果について、ご報告を申し上げます。</p> <p>会議資料の5ページをお開きください。</p> <p>第13回小委員会は、9月29日、午後1時30分から東予市総合福祉センターで開催いたしました。</p> <p>まず、報告事項として、「小委員会委員の変更について」、小松町議会の改選による議会構成により、佐伯出委員が再任されたこと。また、丹原町議会の議会構成により岡田初委員が新しく選任されたことが事務局より報告されました。</p> <p>続いて、委員の変更に伴い、空席になっていた副委員長に岡田初委員が選任されました。</p> <p>次に、審議事項「新市建設計画（素案）について」は、まず、最初に住民説明会等での意見及びそれに対する対応方針について説明がありました。意見の中には、建設計画の記述の中で、カバーできているものが多くあること。また、意見や協議会での協議内容の進みぐあいにより記述を加え、修正しているものについて説明がありました。</p>

<p>荃田委員長</p>	<p>新市建設計画本文の修正点について、会議資料5ページから8ページにお示ししております。6月の第8回合併協議会へ小委員会報告として、建設計画(素案)の報告をし、ご了承を得て実施しております。県との意見照会並びに住民説明会の結果や協議項目の調整方針などを踏まえて、専門部会や幹事会を通した修正案が示され、一覧表のページ番号に沿って内容の説明がありました。なお、県との意見照会により指摘のあった事項については、検討の結果、基本的に県の意見に沿った修正を行っている旨の報告がありました。</p> <p>続いて、会議資料9ページの財政計画の修正について説明がありました。内容については、道前福祉衛生事務組合や周桑事務組合等の一部事務組合にかかる経費について、現在は、構成している市町の負担金として支出しているため、財政計画上、補助費等として計上をしていたが、合併後においては、新市の普通会計を構成することとなるため、人件費、物件費、公債費などそれぞれ本来の性質別の経費へ振り替えるとともに、歳入の特定財源を計上したための変更と、住民サービスの格差是正や住民負担の軽減、議員の在任特例などの主な調整方針が提案されたことに伴い、それらを財政計画に反映させたことによる変更であることの説明がありました。</p> <p>委員から、「小松の住民説明会で、若年青少年交流館のようなものをつくってほしいというかなり具体的な施設の名称が出たが、この新市建設計画の修正ではずいぶんぼかされた形になっている。もう少し具体的な記述ができないか。」また、ほかの委員から、「今回の修正は、県からの指導事項に基づくものか。」「県から全体的に少し具体性に乏しいというような意見はなかったか。」との質問がありました。事務局より、「若年青少年交流館について、今後、</p>

<p>荃田委員長</p>	<p>庁舎等の空きスペースの利用といったことも踏まえて、施設の規模・内容・事業費等の具体的な検討を行う必要があり、本文の記述にとどめたい。」との回答がありました。また、「今回の修正については、県との意見照会の結果や、住民説明会での意見の反映、あるいは協議会での審議結果に基づき内容がはっきりしたものについて加筆修正した。」「県から新市建設計画に対して、具体性に乏しいという指摘はなかった。」との回答がありました。</p> <p>審議の結果、新市建設計画（素案）の修正については、次回会議まで継続審議とすることとしました。</p> <p>最後に、次回の小委員会の日程について、10月10日午後1時30分から丹原町文化会館で開催することを確認いたしました。</p> <p>以上で、第13回小委員会報告を終わります。</p> <p>続きまして、第14回新市建設計画策定小委員会のご報告をいたします。</p> <p>会議資料の11ページをお開きください。</p> <p>第14回小委員会は、10月10日午後1時30分から丹原町文化会館で開催されました。</p> <p>審議事項 としまして、継続審議になっておりました新市建設計画の修正点について確認いたしました。</p> <p>続いて、資料の16ページをお開きください。</p> <p>審議事項 として、「新市建設計画(素案)の追加修正について」、事務局より審議事項 として確認した内容に追加し、県からの指摘事項に関する修正の説明があり、修正案のとおり確認いたしました。</p> <p>なお、委員から、「今年度におけるコンサルタントのかかわり」について質問があり、事務局より、「新市将来構想と同様、新市建</p>

<p>荃田委員長</p>	<p>設計画の策定に対する支援及び新市建設計画が確認された後に予定しているダイジェスト版の作成に対する支援業務もお願いしている。」との回答がありました。</p> <p>以上で、小委員会での新市建設計画の審議をすべて終了し、本案を当小委員会の成案として、合併協議会へ報告することといたしました。</p> <p>そこで、事務局より審議事項として、「新市建設計画策定小委員会報告書（案）について」追加提案があり、審議の結果、一部修正の上、別紙報告書のとおり合併協議会へ報告することについて了承を得ました。</p> <p>その他として、事務局より今後のスケジュール及び小委員会の解散について説明がありました。</p> <p>新市建設計画については、合併特例法の規定により県との協議が必要であり、その期間に約2ヶ月かかる見込みであることや、県との協議後、新市建設計画が合併協議会において確認された時点で、小委員会を解散するなど、今後のスケジュールについて説明があり、全員異議なく了承されました。</p> <p>以上、第14回新市建設計画策定小委員会の報告を終わります。</p> <p>続きまして、先ほど報告いたしました小委員会報告書についてご説明をいたします。</p> <p>報告書をご覧ください。</p> <p>それでは、報告書の1ページをお開きください。</p> <p>新市建設計画策定小委員会は、平成14年10月7日に開催された第1回西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会において、新市建設計画の策定に関する事項について、調査または審議を行うた</p>

<p>荃田委員長</p>	<p>めに設置されました。</p> <p>小委員会は、新市建設計画の策定について審議するため、14回開催をいたしました。</p> <p>この間、2市2町の公共施設をはじめ、主要プロジェクト等を視察するタウンウォッチングや、全世帯を対象とした住民意向調査を実施し、できる限り住民の意向を反映することを念頭に、本年2月には、新市将来構想を策定するとともに、その他ダイジェスト版を作成し、2市2町の住民へ新市のまちづくりのあり方を提示しました。</p> <p>新市建設計画の策定に当たりましては、先の将来構想をもとに、今後10年間を見通した着実な財政計画のもと、より具体的な取り組みを整理するとともに、8月から9月にかけて各市町で開催された住民説明会等における住民の皆さんの意向を可能な限り反映させたものとしております。</p> <p>報告書の2ページから3ページで小委員会の活動経過の概要をお示ししております。</p> <p>報告書の4ページに委員名簿を添付させていただきました。</p> <p>なお、新市建設計画（案）につきましては、別冊でお手元に配付しておるとおりでございます。</p> <p>なお、新市建設計画につきましては、これから県との協議が必要であり、その期間が2ヶ月ほどかかるようです。つきましては、この報告が了承されましたら、この後、追加提案されます新市建設計画（案）について、本日の審議により県との協議に取りかかることのご理解をいただきますよう、よろしく願いをいたします。</p> <p>終わります。</p>

伊藤議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま荃田委員長から報告第45号として、第13回、第14回の小委員会報告と、協議会から新市建設計画策定小委員会に付託されておりました新市建設計画の策定について、本日、小委員会の最終報告がございました。</p> <p>新市建設計画策定小委員会の荃田委員長をはじめ、小委員会委員の方々には、協議会を代表しまして御礼申し上げます。</p> <p>さて、報告されました小委員会の最終報告については、この協議会におけるご承認が必要かと思いますが、荃田委員長からご発言のありました県への事前協議申請の承認につきましては、小委員会の最終報告のご承認を得た後で、本日、追加議案といたしまして、「新市建設計画の策定について」を追加提案いたしますので、その際にご協議をお願いいたしたいと思ひます。その点も踏まえまして、本件につきまして、ご質問等ございましたら、ご発言賜りたいと存じます。どなたからでもご発言願ひます。</p> <p>特段ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「なし」の声あり）</p>
伊藤議長	<p>特にないようであります。ご了承をお願いしたいと思います。</p> <p>ご了承をいただきましたので、先ほど申し上げましたように、追加議案としまして、「新市建設計画の策定について」を追加提案させていただきます。ご了承賜りたいと思ひます。</p> <p>さて、ここで、先ほど申し上げましたように、本日、報告第44号、46号及び報告第45号で、それぞれ各小委員会報告のご承認</p>

伊藤議長	<p>を得ました関係で、追加議案といたしまして、「新市の事務所の位置について」と、それと「新市建設計画の策定について」、このご提案をいたしたいと思います。</p> <p>事務局より追加議案を配付させていただきますので、暫時休憩とさせていただきます。お願いします。</p> <p style="text-align: center;">（休 憩）</p>
伊藤議長	<p>再開します。</p> <p>まず、協議第6号、「新市の事務所の位置について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
倉田次長	議長。
伊藤議長	総務班長。
倉田次長	<p>ただいまご配付をいたしました会議資料の（その3）をお願いいたします。1ページをお開きください。</p> <p>協議第6号、これは継続協議でございますが、「新市の事務所の位置について」、提案のご説明をいたします。</p> <p>この案件につきましては、法定協議会第1回目の会議でご提案をいたしまして、「小委員会を設置して検討し、協議会で協議する。」でご確認いただき、小委員会で審議をまいりました。</p> <p>先ほど小委員会の委員長から、審議事項の最終報告があり、ご承</p>

<p>倉田次長</p>	<p>認をいただきましたので、協議会におきましてご協議いただくため、提案するものでございます。</p> <p>調整案でございますが、新市の事務所の位置、つまり合併時の本庁の位置ですが、候補として、西条市役所、東予市役所があり、庁舎の規模、他の官公署の配置状況など検討の結果、小委員会での結論が出され、「新市の事務所の位置は、新庁舎建設までの間、現在の西条市役所とする。」としております。</p> <p>次に、新市の事務所の事務の方式ですが、小委員会では、本庁方式、分庁方式、総合支所方式の三つの方式について検討を行いました。合併のメリットである行財政の改革を進め、職員の削減や効率化を図るためには、本庁方式が基本であるが、現在の2市2町の庁舎では、機能面において物理的に難しいことと、合併時に住民に対するサービスの急激な変化を避けるため結論が出され、「新市の事務の事務の方式は、当分の間、総合支所方式とする。」としております。</p> <p>次に、新庁舎の建設の是非についてであります。小委員会では合併のメリットを最大限活かせる本庁方式への移行のため、新庁舎の建設は必要であり、庁舎建設には財源的に有利な合併特例債を活用し、10年以内に建設すべきとの結論が出され、調整案は「新庁舎の建設は、新市建設計画に明記し、合併特例債の適用を受けることのできる10年以内に建設する。」としております。</p> <p>次に、新庁舎の建設の場所についてですが、小委員会では、報告書にございましたように、3案の意見が出され、検討の結果、結論が出され、調整案は、「新庁舎の建設場所は、合併前の西条市内とする。ただし、4市町からの交通事情や住民の利便性を考慮し、現</p>

倉田次長	<p>在の西条市役所より西の地域で主要幹線沿線に適地を求めて建設する。」としております。</p> <p>2ページをお願いします。</p> <p>2ページには、関係いたします法令、先例地の調整事例をお示ししておりますので、ご参照いただきたいと思ひます。</p> <p>以上で、説明を終わります。よろしくご協議をお願いいたします。</p>
伊藤議長	<p>ただいま事務局からご説明申し上げました協議第6号「新市の事務所の位置について」につきまして、ご質問、ご意見等をお願いいたします。</p>
井上委員	<p>議長。</p>
伊藤議長	<p>井上委員。</p>
井上委員	<p>ただいま追加案件となっております協議第6号でございますが、事務所の位置の問題でございますが、前段、協議会の委員長よりご報告がございましたように、この問題につきましては、新市の一体性並びに住民の皆さんが利用する上の利便性など、十分ご意向を考慮した上で審議を10回も重ねていただいた結果でございますので、そういう結果でございましたので、協議会としましても了承をいたしましたものと思ひます。そんなことでございますので、追加議案でございまして、いろいろ皆さん方のご意見も伺わなければならぬわけでございますが、論議が別段ないようございましたら、きょう、この問題に対しての結論をぜひ出していただくよう、ご提案</p>

井上委員	を申し上げたいと存じます。
伊藤議長	<p>ただいまのご意見は、継続協議することなく、本日のこの会でもって確認ということのご意見であったと思いますが、本件に対して他にございますれば、どなたからでもご発言をいただきたいとこのように存じます。</p> <p>ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「なし」の声あり）</p>
伊藤議長	<p>それでは、まず、本件につきまして、継続協議といたさず、本日、確認をとるということにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p>
伊藤議長	<p>それでは、協議第6号「新市の事務所の位置について」は、調整方針（案）のとおり確認させていただいたものといたします。</p> <p>続きまして、協議第7号「新市建設計画の策定について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
渡部次長	議長。
伊藤議長	計画班長。

<p>渡部次長</p>	<p>協議第7号、継続協議、「新市建設計画の策定について」、ご説明いたします。</p> <p>先ほどお配りいたしました会議資料（その3）の3ページをお開きいただいたらと思います。</p> <p>この案件につきましては、昨年10月の第1回合併協議会におきまして、「小委員会を設置して検討し、協議会で協議する。」ことをご確認いただき、設置された小委員会において調査・審議を進めてきたところであります。</p> <p>先ほど小委員会の委員長から審議事項の最終報告があり、承認をいただきましたので、協議会におきましてご協議いただくため提案するものであります。</p> <p>今回の新市建設計画（案）の提出に当たりましては、昨年10月11日の第1回小委員会を皮切りに、ちょうど1年間にわたり、委員の皆様方に精力的なご協議をいただきましたことをまずご報告させていただきます。</p> <p>建設計画作成に当たりましては、住民意向調査や住民説明会などでの住民の皆さんの意見をできる限り反映させることを念頭に、先に策定いたしました将来構想をもとに検討を進めてまいりました。内容等につきましては、小委員会報告を通じまして、その都度ご了承をいただいておりますが、改めて構成等の概要につきましてご説明いたします。</p> <p>それでは、お手元にお配りしております別冊の新市建設計画（案）をご覧ください。</p> <p>まず、目次をお開きください。</p> <p>建設計画書全体の構成につきましては、目次のとおりであります。</p>

<p>渡部次長</p>	<p>ご覧のとおり、「はじめに」の序論から始まり、「１．合併の背景と必要性」から、「８．財政計画」まで、８つの章で構成されています。</p> <p>建設計画の構成や記載内容などは、基本的には合併協議会が自主的に判断して作成するものでございますが、合併特例法第５条の規定により、新市建設の基本方針、新市または都道府県が実施する新市建設の根幹となる事業に関する事項、公共的施設の統合整備に関する事項、新市の財政計画、以上の４点がおおむね盛り込むべき事項とされていることを踏まえ、現在の構成としております。</p> <p>まず、１ページをご覧ください。</p> <p>「はじめに」のところで、全国的な流れ、２市２町の合併協議の中での建設計画策定の取り組み、建設計画の目的を述べております。</p> <p>次に、２ページをお開きください。</p> <p>２ページから３ページで、「合併の背景と必要性」について、将来構想の中で、検証したものをまとめております。</p> <p>次に、４ページをお願いします。</p> <p>４ページから５ページでは、「計画策定の方針について」定めており、２市２町の速やかな一体性を促進し、地域の発展と住民福祉の向上を図るものであり、特に、以下の点に留意しております。</p> <p>住民福祉を向上すること。 新市の建設を総合的かつ効率的に推進すること。 新市の一体性の速やかな確立を図ること。 新市の均衡ある発展に資すること。 健全な財政運営の確保に努めること。</p> <p>地域の特性、バランス等を考慮すること。以上、６つの点に留意して策定したものでございます。</p> <p>また、計画の期間は、平成１７年度から平成２６年度までの１０</p>

<p>渡部次長</p>	<p>ケ年度としております。</p> <p>次に、6ページをお願いします。</p> <p>6ページから7ページで、「新市の概況」について、(1)位置と地勢、(2)気候、(3)面積、(4)人口、(5)産業、(6)主要指標の見通しについてお示ししております。</p> <p>次に、8ページをお願いいたします。</p> <p>8ページから9ページで、「新市建設の基本方針」について、(1)将来都市像について、人がつどい、まちが輝く、快適環境実感都市とすること。(2)施策の方向性については、将来構想のまちづくりの6つの体系、健康で幸せな暮らしの実現、自然環境豊かな地域の形成、安心して快適に暮らせる生活基盤の整備、豊かな心を育てる教育・文化の創造、活力ある産業の育成、まちづくりをすすめるためにとすることを定めております。</p> <p>次に、10ページをお願いします。</p> <p>10ページから11ページで、「土地利用等」について、(1)基本的な考え方として、将来都市像に整合した土地利用の推進、広域的な整合性のある土地利用の推進。(2)として、土地利用の方針のところ、線引き見直しについて、先般ある程度の見通しが示されたことにより、整合性のとれた記述をしております。</p> <p>次に、12ページをお願いします。</p> <p>12ページにお示ししております6つの体系につきましては、13ページから31ページでそれぞれ「新市の施策」に関する基本的な考え方及びそれぞれの主要事業についてお示ししております。主要事業につきましては、各市町の計画をもとに、新市として実施すべき事業を加えたものでございます。</p>

<p>渡部次長</p>	<p>13ページをご覧くださいと思います。</p> <p>まず、13ページから14ページで6つの体系のまず1番、健康で幸せな暮らしの実現について、高齢者福祉の充実、地域福祉の充実、健康な生活の支援、子育て環境の充実、の項目ごとにお示ししております。ここでは、中核的な施設については、ある程度整備されているということもあり、ソフト面での充実に視点を置いた内容となっております。</p> <p>15ページをお願いします。</p> <p>15ページから17ページで、(2)の自然環境豊かな地域の形成について、自然環境の保全、生活環境の保全、環境資源を活かした地域づくりについてお示ししております。ここでは、住民意向調査で比較的要望の強かった自然環境への配慮をできる限り念頭に置き、環境資源を活かしたまちづくりを進めることとしております。</p> <p>18ページをお願いします。</p> <p>18ページから21ページで、(3)安心して快適に暮らせる生活基盤の整備について、交通体系の整備、都市基盤の整備、防災体制の強化、地域情報化の推進についてお示ししております。ここでは、交通体系の整備として、広域的な幹線道路や地域内道路等、道路整備に対する総合的な道路網整備の取り組み、都市基盤の整備、また災害に対して強いまちづくりを目指すこととしております。</p> <p>22ページをお願いいたします。</p> <p>22ページから24ページで、(4)豊かな心育てる教育・文化の創造について、学校教育の充実、人材教育・活用の充実、</p>

<p>渡部次長</p>	<p>地域文化の継承・形成、 歴史文化の保全・活用、 生涯学習の充実、 スポーツ・レクリエーションの振興、 人権・同和教育の充実についてお示ししております。具体的には、学校教育はもとより、合併により懸念されております伝統文化の継承等についても力を入れていくものとしております。</p> <p>25ページをお願いいたします。</p> <p>25ページから28ページで、(5)活力ある産業の育成について、 既存産業の振興、 新しい産業の育成、 集客産業の振興、 人材の育成についてお示ししております。2市2町のバランスのとれた産業集積を、合併によりさらに飛躍していくため、既存産業はもちろん新しい産業の育成にも力を入れるとともに、観光資源をさらに連携、整備することで新たな観光集客を図るものです。また、今後予想される地域間競争に勝ち残るには、地域の人材育成が不可欠となり、これらにも力を注ぐこととしております。</p> <p>29ページをお願いします。</p> <p>29ページから31ページで、(6)まちづくりを進めるために、 経営感覚のある地域運営の実践、 住民参画・情報公開の推進、 コミュニティ活動の促進、 住民活動の拡充、 広域連携の推進についてお示ししております。特に、行政面積の拡大や行政との距離が遠くなるのではないかとといった懸念に対処するためには、行政と住民との共同関係が重要になることから、住民参画のシステムづくりを念頭に置いて、住民との新たなパートナーシップを築いていくものです。</p> <p>32ページをお願いします。</p> <p>32ページで、「公共整備の統合整備」に関する考え方について、</p>

<p>渡部次長</p>	<p>公共施設の統合整備に当たっては、地域の特性や公共施設の整備状況、住民の意向、地域全体としてのバランスなどについて十分に考慮し、健全な財政運営を維持しながら、住民の生活に急激な変化や大きな影響が生じないように、逐次取り組んでいくこととしております。</p> <p>33ページをお願いいたします。</p> <p>33ページから35ページで、「財政計画」についてお示ししております。財政計画につきましては、健全な財政運営を行うことを基本として、現況及び過去の実績などを勘案しながら推計し、新市としての歳入歳出の各々の項目ごとに普通会計ベースで策定しております。</p> <p>合併によって期待される歳出の削減効果や、住民サービスの維持、向上などに必要な経費について反映させるとともに、合併特例債など国の財政支援措置についても考慮したものとしております。</p> <p>歳入歳出のそれぞれの前提となる主な条件は以下にお示ししております。</p> <p>以上、簡単ですが、新市建設計画の概要についてご説明いたしました。</p> <p>なお、新市建設計画につきましては、他の協議項目とは異なりまして、協議会の原案について合併特例法の規定により県との事前の協議が必要であります。この期間が約2ヶ月程度必要とされております。ただいま提案させていただいております計画（案）につきましてご審議いただき、この案で県との協議にかかることについてご了承がいただけましたら、早速に取りかかりたいと考えております。県との協議が終わりましたら、合併協議会でご確認をいただくこと</p>

渡部次長	になります。それが、今の予定では1月の合併協議会になるものと思われます。よろしくご審議のほどお願いいたします。
伊藤議長	<p>ただいま事務局からご説明申し上げました協議第7号「新市建設計画の策定について」につきましては、建設小委員会の荃田委員長から小委員会の報告の際にご発言のありましたとおり、別添新市建設計画(案)を県に対しまして事前協議していくこととなるために、当協議会として事前協議の申請の承認が必要となります。その点踏まえまして、ご質問、ご意見をお願いしたいと存じます。どなたからでもご発言を願います。</p> <p>どなたもございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
伊藤議長	<p>これで、県への事前協議、これをご承認いただけることについてはよろしゅうございますか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
伊藤議長	<p>それでは、協議第7号「新市建設計画の策定について」は、別添の新市建設計画(案)で県に対しまして、事前協議申請を提出することでご承認を得たものとしたします。なお、協議会における最終確認は、県との協議が終了後、確認をお願いすることとなりますので、ご了承いただきたい、このように存じます。</p> <p>次に、継続協議事項となっておりました協議第38号「議会議員</p>

伊藤議長	<p>の定数及び任期の取扱いについて」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
倉田次長	議長。
伊藤議長	総務班長。
倉田次長	<p>お手元の会議資料 18 ページをお願いいたします。</p> <p>協議第 38 号「議会議員の定数及び任期の取扱い」についてですが、この案件は、前々回、前回からの継続協議となっておりますのでございます。前回の会議では、住民説明会での意見を踏まえ、委員さんの間で意見の交換が行われまして、再度、継続協議となったものでございますが、その際、委員さんから、特例適用理由の説明不足の指摘もあったことや、住民説明会での意見等も踏まえまして、これまでに説明してまいりました提案の理由も含めまして、再度ご説明をいたしたいと思っております。</p> <p>住民説明会で、議会議員の定数及び任期について、在任特例 1 年 7 ヶ月は長い、合併後の財政面など、合併の効果を踏まえ、即選挙してはどうかなどの意見がございました。確かに合併協議会が実施しました住民意向調査でも、行財政の効率化が 54.1% を占めておりましたが、しかしながら、反面、合併に対する不安として上位 5 つに、中心部と周辺部の地域格差が生まれる、40.4%。税金・公共料金が見直され、負担がふえる、34.8%。行き届いた行政サービスが提供されなくなる、24.2%。役所が遠く不便になる、20.3%。人口がふえ、面積も広くなり、住民の意思が反映されなくな</p>

<p>倉田次長</p>	<p>る、16.5%、の意見も多く出されておりまして、合併後の急激な変化に不安を持たれ、懸念をされています。</p> <p>これは、合併時には、混乱が生じるのではないかとの予想をされての率直なご意見であろうかと思いますが、このような住民の方の合併後の不安の解消を図るためには、各地域から幅広く選出されている議員が、地域の声を汲み取り、その声を市政に反映していく。そして、合併後の行政執行のチェックをされ、適切な処理にご尽力いただき、1日も早く新市の行政運営を軌道に乗せ、一体性の確保を図っていただく必要があると考えております。これには、合併に携わり、その内容もよく知っておられる現議員が引き続き対応することが新市の行政運営のチェックを十分に行われることができるとともに、幅広く地域の意見を反映することができ、適切であると考えております。また、住民の付託を受けた現議員の責任ではないかとの判断をいたしてございまして、これらのことから在任特例の適用を提案いたしましたものでございます。</p> <p>次に、その適用期間であります。新市の新市建設計画の執行状況や合併後の調整事項、行政課題の処理などをチェックいたしますには、それらを具現化した予算の状況をチェックすることが必要であります。新市になりますと、50日以内に新市長の選挙が実施されます。その後、新市長は新市の事業を実施する予算を検討することとなりますが、合併した年度であります平成17年度予算につきましては、選挙後のことありまして、事業の実施などについて十分な検討期間が必要でありますことから、通常骨格的な予算が想定されます。新市長の政策が反映される合併後の本格的な予算となりますのは、合併2年目の18年の3月議会で審議する18年度の当</p>

<p>倉田次長</p>	<p>初予算ではないかと想定されます。このことから、各地域の声を反映されているかどうかの判断をいたしますには、18年度の当初予算の審議がどうしても必要ではないかと考えております。</p> <p>以上のことから、在任期間としましては、18年度当初予算審議経過後の1年7ヶ月が適切としたものでございます。議員の在任特例適用期間は、県内でもその団体のさまざまな理由によりまして違いはありますが、当協議会では先ほど申しました理由により、その期間が必要と判断したものでございます。</p> <p>次に、合併後に、合併前の各市町ごとに地域審議会を設置し、新市建設計画の執行状況などの審議をすることから、議員の在任特例適用の理由と重複しており、議員の在任特例は必要ないのではないかとの意見もありますが、先の協議会におきましてご確認いただきましたように、地域審議会は、合併特例法に規定されていますが、合併後に新市建設計画の変更をする場合には、その意見を聞かなければならないこととなっておりますことから、新市建設計画の変更や執行状況、その他市長が必要と認める事項などが所掌事務となっております。設置は、合併後10年間で、市の付属機関としての位置づけとなります。</p> <p>したがって、地域審議会で審議する事項は、一定の決められている事項となりますが、議員の場合は、制度的に執行機関の長と政治的な力関係は対等であることから、監視チェック権能を持って、市の行政全般にわたる事項を審議することとなっております。例えば、議員が行わなければならない合併後の主な審議事項の例を挙げてみますと、新市建設計画にある事業の執行状況のみならず、予算の状況、合併後に調整が必要となっております国民健康保険税、介</p>

<p>倉田次長</p>	<p>護保険料、各種団体などへの補助金などで、合併協議において調整に期間を要し、難しい案件の審議や合併後の新市の根幹を成す条例審議、特別職の選任などがありまして、地域審議会とは役割も所掌事項の範囲も大きく違っておりますことから、制度的に重複することとはなっておりません。</p> <p>次に、住民の方への周知であります。先に行われました合併に関する住民説明会でも周知はいたしましたが、再度、合併協議会だよりにより行いたいと考えております。その方法等ではありますが、10月号の協議会だよりでは、時期的な関係で無理でございましたので、11月号に協議会での提案の理由説明、審議状況などを特集をしまして掲載し、周知をいたしたいと考えております。</p> <p>以上、ご説明をいたしましたが、調整案につきましては、再度になりますが、朗読をいたしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>同じく会議資料の18ページでございますが、議員の身分の取扱いについては、議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項の規定を適用し、平成18年5月31日まで新市の議会議員として引き続き在任する。</p> <p>次に、在任特例経過後等の議員定数については、地方自治法第91条第2項の規定による新市の議会議員の定数は、34人とする。</p> <p>次に、在任特例経過後の選挙区の設置については、新市においては、合併後最初の選挙に限り、公職選挙法第15条第6項に規定する選挙区を合併前の関係市町の区域ごとに設けることとし、各選挙区及びその定数は次のとおりとする。</p> <p>西条市の区域17人、東予市の区域10人、丹原町の区域4人、</p>

倉田次長	<p>小松町の区域3人としております。</p> <p>関連いたします資料を付属資料(その1)の1ページから5ページにお示ししておりますので、ご参照いただきたいと思います。</p> <p>以上で、説明を終わります。よろしくお願いいたします。</p>
伊藤議長	<p>ただいま事務局からご説明申し上げました協議第38号につきましては、前回の協議会で各市町に持ち帰って十分ご協議をされ、本日の協議会で確認をすることで継続協議となっていた案件でございます。住民の方々に十分ご理解いただけるよう、積極的なご協議をお願いいたします。この点を踏まえまして、ご意見、ご質問ございますれば、どなたからでもご発言を賜りたいとこのように存じます。</p> <p>塩崎委員。</p>
塩崎委員	<p>西条市の塩崎でございます。</p> <p>先ほど事務局の説明で、1年7ヶ月、なるほど本当に意味がよくわかる説明をいただきまして、まことにありがとうございました。先だっこの会で2市2町の首長さんからはよくこの特例法の件に関してはよく聞きました。納得はいたしております。ですが、同じ委員さんの中で、議長さんが4人もおられるんですね。議員さんでおられて、議長さんでおられて、議員さんで、そら、自分のことは言いにくいので言わんのだろうと思うのですが、首長さんは前回にああいうご発言をいただいておりますし、荃田委員さんからも議員なんたるやというようなお話を聞かせていただいたのでよくわかりました。ですが、あの方にお許しをいただけるのなら、自分</p>

<p>塩崎委員</p>	<p>のこともあるし、委員でもあるという気持ちから言うんだったら、全然コメントはないと言えようそになるし、あってしかるべしやと。私はあえて言いにくい点を言っているわけなんですけど、聞かせてもらいたいなという気がいたしてなりません。</p> <p>それから、前回、住民に対する説明がややもすれば不足ではないかと、もっと納得して事細かく説明をして、納得をして、それを特例を認めてもらったらいんじゃないかということのを提案しておりましたが、今の説明では、10月号が間に合わないので、11月号に掲載するという話ですが、従来のこの合併協議会の載せ方は、もう何があって、こうなって、こういうことくらいだというんでは、これは市民は読んでも、住民は読んでも、まだ、ああ、あんなもんか、こんなもんかということなんですよ。ですから、ページをふやすということは、内容が事細かくという解釈をしておるわけなんですけど、大体どれぐらいのページがふえるのかというふうな気がしてなりませんので、ここらのところをひとつご説明ができるような状態であれば、説明をしてください。</p> <p>これは、2つともお願いになりましたが、よろしく願いいたします。</p>
<p>伊藤議長</p>	<p>ただいま塩崎委員からのご発言がありましたけど、代表されてやりますか。</p> <p>暫時休憩いたします。</p> <p style="text-align: center;">（ 休 憩 ）</p>

伊藤議長	<p>再開いたします。</p> <p>それでは、各議会よりご意見を願いたいと思います。</p> <p>西条市議会議長。</p>
伊藤委員	<p>西条市の伊藤でございますが、西条市の状況を説明させていただきたいと思います。</p> <p>なお、自分の身分にかかるということで、なかなか申しづらかったということ、またそういう中で塩崎委員からのご指摘でございます。</p> <p>私ども西条市、26名の議員がおります。そういう中で、この議員定数の関係、在任特例の関係等々を全員協議会等で皆さん方にお示しし、ご意見を賜りました。そういう中で、全員が、賛成ということではございません。頭から合併そのものを反対の議員もいるわけでございます。在任特例に反対する議員もいるわけでございますが、大多数の議員がこの案に賛成ということで、報告とさせていただきます。</p> <p>以上でございます。</p>
伊藤議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続いて、どうぞ。</p>
越智（宏）委員	<p>ご指名をいただきましたので、申し上げたいと思います。</p> <p>私どもの議会では、平成14年11月11日に特別委員会を設置いたしまして、その間、8回、会議を重ねました。特別委員会の委員も地域、そして、政党、会派がおりますので、13名の特別委</p>

越智（宏）委員	<p>員会といたしました。その間、協議を合併の主要項目について協議をいたしまして、小委員会等へ提案をいたしました。ただいま議題となっております議員の定数等の問題につきましても、さる10日に委員会を開催いたしまして、西条市議長さんからもお話がございましたように、委員全員が一致ということではございません。即選挙をやれという一部の議員もおりました。意見を集約いたしますと、大半の委員が、1年7ヶ月の在任特例をとって、2市2町の現職の議員でやってほしいと。在任特例1年7ヶ月やってほしいという意見が大半でありました。</p> <p>先ほど塩崎委員さんの方からお話ございましたように、市民の中には、1年7ヶ月は長すぎるとか、それと、やはり合併のメリットがないのではないかと。即選挙をやれという声もございましたが、これは、行政が先ほど塩崎委員さんのご発言にもなりましたように、やはり市民には十分理解をしていただけるように努力をしていただきたい、このようにも思うわけであります。</p> <p>そして、私は、特例の中にもございましたように、私は、この特例は、議員の延命を図るということでない、基本的にそのように考えております。やはり市民の付託を受けて出ました議員でありますから、十分その責任を果たしていかなければならないとこのようにも思っております。東予市も合併の経験はございまして、非常に現在では行政に対するいろいろなニーズも高まってきておる中の合併でありますから、今後、合併を行いましても、市民の要望や、そして、これから非常に複雑なものが出てこようかとも思います。そういった問題を解決するのは、現在の議員、合併を進めた議員の責任でもあろうかと思っております。そして、事務局の説明の中にもあり</p>

越智（宏）委員	<p>ましたように、やはり新市の建設計画とか、そして予算、18年度の予算が実質予算というような報告もございましたが、そういった予算を審議していくのが、地域から選出された議員の責任であると、このように思っております。</p> <p>以上のことから、在任特例を1年7ヶ月にすることが、もろもろの諸条件を総合的に判断いたしまして、私は、必要であると、このように思っております。</p>
伊藤議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続いて、徳永議長さん。</p>
徳永（英）委員	<p>丹原の徳永でございます。</p> <p>私は、丹原町といいますと、今度合併をしますと、一番外れた、松山には近いんですが、外れた町になります。過疎ということを非常に心配しております。やがて在任特例の問題が合併スタートと同時に出てくることは予測しておりましたので、今までいろいろな「頼母子の会」とか、いろいろな会ごとに委員の在任特例の話はしてまいったつもりでございます。そして、小選挙区でもし選挙するようになって、3名とか4名とかいうことになると、なかなか民意の反映ができないんだと。費用はかなりかかりますが、その分以上の仕事をさせていただくことを努力しております。これが選ばれた議員の仕事やと覚悟しておりますので、ひとつご理解を賜りたいということで、今まで説明をしてまいりました。どなたからも苦情を受けた覚えはございません。</p> <p>それから、丹原町におきましては、平成5年に議員を2名削減し、</p>

徳永（英）委員	<p>次の選挙の9年にも2名削減して、愛媛県下の町村では、一番少数精鋭主義をとってまいった経過がございます。決して、議員が多いのを望んでおるわけではございませんが、今、西条市さん、東予市さんが言ったように、やはり新しい町の予算を見届け、正常な運営をされることを見届けるというのが、一つの議員の仕事であろうと考えておりますので、皆さんにご理解を賜りたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
伊藤議長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>それでは、小松町さん、お願いします。</p>
徳永（求）委員	<p>小松の徳永でございます。</p> <p>この問題につきましては、2市2町の中で一番小さい町が小松町でございます。約11分の1でございます。そういった中で、合併したときに、いかに小松町が2市2町の中で肩身の狭い思いをするのではなかろうかと、そのような空気が住民の中にごございます。事実、私たち、8月に改選がございました。そのような中で、この問題もかなり出てまいりました。しかしながら、これといった大きな問題はなかったように私は感じております。</p> <p>また、住民説明会も2校区、小松、石根と2校区で説明会がございました。なるほどご承知のように小松ではこの問題についてご意見が出ました。しかしながら、石根においては、やはり過疎化が進むのではないかと。そのような中で、今の16人の議員さんに頑張ってもらわないかと、そういうことで、こういった特例の問題の話は全然出ませんでした。そのようなことから考えても、やはり小松</p>

徳永（求）委員	<p>町は、いかに2市2町の中で一番小さい町だから、大変というよう な町民の意見が通りにくいと、そのことを心配しとるようなわけ でございます。また、議員の中にもほとんどの方がそういった意見 を持っております。ですから、この案についての1年7ヶ月賛成をし たいと思います。</p> <p>以上です。</p>
伊藤議長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ここで、時間も1時間たちまして、暫時休憩をさせていただきます。</p>
	<p style="text-align: center;">（休 憩）</p>
伊藤議長	再開をいたします。
塩崎委員	議長。
伊藤議長	塩崎委員。
塩崎委員	<p>せっかくな、私が言うて、大変な質問をしたと自分でも思ってい るんです。本当に苦しいところをああいうふうな形でご意見を聞か せていただいてまことにありがとうございます。</p> <p>私は、事務局がどんどんどんん持ってきたことを、いいか悪い かということじゃなしに、こういうふうに委員の皆さん同士、委員 同士がこういうような話ができるということは、やはり、協議会の</p>

塩崎委員	僕は真価を問うんだと思います。そういうことで重ねてお礼を申し上げます。ありがとうございました。
倉田次長	議長。
伊藤議長	事務局。
倉田次長	先ほど塩崎委員さんから、住民の方への周知の方法ということでご質問がございまして、協議会だよりで周知をするということにしております。普通、協議会だよりは4ページで編成しておりますが、11月号は倍の8ページにいたしまして、そのうち議員関係で3ページを使いまして、提案の理由説明、あるいは住民説明会の意見の内容、審議会での審議状況、地域審議会との違い点などを掲載して、周知いたしたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。
伊藤議長	<p>他にはございませんか。</p> <p>前回のこの本協議会で、今回をもってこれの確認をしていただくと。皆さんのおつもりを持って今回臨んでいただきたいと、議長からの提案をさせていただいたところでありますので、本件につきましては、本日、決を持ちたいと。皆さんと同じ感覚でもって臨ましていただいておりますものと、このように私は思っております。したがって、特段ご意見がございましたら、どなたからでもご発言を賜りたいと、このように思います。</p> <p>どうぞ。</p>

<p>青野副会長</p>	<p>今、塩崎委員から各議会の状況を聞きたいということのお話がございました。実は、8月、9月に開催しました住民説明会の中で、さっき事務局から説明のあったような内容は一応、説明をしておるわけです。確かに限られた人数であって、それが全市的に処置ができていくというふうなことでありませんから、文書等で早く全体に今説明のあった内容を周知をしていくというふうなことが、大変大事なことではないかと思いますが、住民説明会に出席された皆さんの中には、そういった説明をしたにもかかわらず、なお、検討せよというふうな声があるということは、正直なところではないかと思うように思っています。</p> <p>ただ、いずれにしても、住民からの意見に対して、合併協議会としての一つの返答もしていかなければならない、そして決まったことについては、どこで聞かれても、まあこういうことだというふうなことの説明をしていく必要があるんだろうというふうに思います。これは、議会の方も大変話しにくい内容も今いただいたんですが、この29名の中で、決めていくわけですから、私、議会の意見も聞きたかったし、きょう出席いただいている民間の委員の皆さんの忌憚のない意見も、できたら、これも大変話しにくいことかもわからないけれども、せっかく責任を持って29名の中に加わっていただいておりますから、皆さんの意見を聞かせていただいて、その上で全体の意向も集約していくというふうな方向を取っていただきたいと思うように思います。</p>
<p>伊藤議長</p>	<p>ただいま、議事進行に対してのご発言だったと思うんです。ただいまも発言しましたし、前回も私の方はその皆さん方が委員として</p>

伊藤議長	<p>の一つの結論を持つと、この一月の間に特段の委員としてのご活動もいただいた上での本日の協議会に臨んでほしいという思いを、私は表現してきたわけであります。</p> <p>特段、意見の、民間から、あるいはまた行政からも選出されておる方のご意見を取れということではありますが、再三申し上げておりますが、ご意見はございませんか、ということでございます。</p>
塩崎委員	<p>私はありません。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
伊藤議長	<p>特別ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
伊藤議長	<p>それでは、本日、ただいまより確認に入らせていただきます。</p> <p>皆さん方の普段の活動の中での一つのあり様があったと思いますので、早速であります、入らせていただきます。</p> <p>協議第38号「議会議員の定数及び任期の取扱いについて」は、調整方針(案)のとおり確認させていただいてよろしゅうございますか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
伊藤議長	<p>そのとおり確認をいたしました。</p>

伊藤議長	<p>次に入ります。同じく継続協議事項となっておりました協議第40号「特別職の職員の身分の取扱いについて」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
倉田次長	議長。
伊藤議長	総務班長。
倉田次長	<p>会議資料の19ページをお願いします。</p> <p>協議第40号「特別職の職員の身分の取扱い」につきまして、前々回、前回からの継続協議でありますので、詳細な説明につきましては、これまでの提案の際にいたしておりますので、省略をさせていただきます。調整案の朗読により説明にかえさせていただきます。</p> <p>調整案ですが、常勤の特別職につきましては、市長、助役、収入役及び教育長の設置等については、法令の定めるところによる。給料の額は、西条市の例をもとに調整する。</p> <p>次に、議会議員及び農業委員会委員につきましては、議会議員及び農業委員会委員の報酬額については、西条市の例をもとに調整する。</p> <p>次に、行政委員会委員につきましては、教育委員会委員、選挙管理委員会委員、公平委員会委員、監査委員及び固定資産評価審査委員会委員の数、任期については、法令の定めるところによる。報酬の額は、西条市の例をもとに調整する。</p> <p>次に、附属機関の委員等につきましては、その他の条例等で定める特別職の職員については、新市において引き続き設置する必要の</p>

<p>倉田次長</p>	<p>あるものは、原則として統合する。なお、設置に当たっては、より効果的、効率的な体制を検討するものとする。委員数、任期、報酬の額等は現行の制度をもとに調整する。としております。</p> <p>関係いたします資料を、付属資料(その1)の6ページから14ページにお示ししておりますので、ご参照いただきたいと思います。</p> <p>以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。</p>
<p>伊藤議長</p>	<p>ただいま事務局から説明申し上げました協議第40号につきましても、先ほどご協議いただきました「議会議員の定数及び任期の取扱いについて」と同じく、前回の協議会で各市町に持ち帰って十分ご協議され、本日の協議会で確認をするということで継続協議となっておりました案件でございます。この点踏まえましてのご質問、ご意見をございますれば、ご発言いただきたいと思います。どなたからでもご発言をよろしく願いいたします。</p> <p>どなたもございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
<p>伊藤議長</p>	<p>それでは、協議第40号「特別職の職員の身分の取扱いについて」は、調整方針(案)のとおり、確認させていただいたものといたします。</p> <p>次に、同じく継続協議事項となっておりました協議第41号「補助金、交付金等の取扱い(その2)について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>

白石次長	議長。
伊藤議長	第2調整班長。
白石次長	<p>協議第41号、継続協議「補助金・交付金等の取扱い(その2)」について、説明を申し上げます。</p> <p>会議資料の20ページをご覧ください。</p> <p>調整方針(案)としましては、朗読をいたしますが、補助金・交付金等(事業補助)については、従来からの経緯、実情等に配慮し、その公益性の観点から検討し、次のように調整するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 2市2町で同一又は同種の補助金等については、関係団体などの理解と協力を得て、統一の方向で調整する。 2. 2市2町の中で、独自の補助金等については、市域全体の均衡を保つよう調整する。 3. 整理統合できる補助金等については、統合又は廃止の方向で調整する。ということでご提案を申し上げます。 <p>別冊ではございますが、お手元のA3大の付属資料(その2)の1から53ページに個々の項目ごとに、また、2市2町における現況と調整内容を載せております。それから、54ページに関係法令を、また、55ページに先進地事例をお示ししておりますので、ご覧をいただきたいと存じます。</p> <p>詳しい内容につきましては、前回の協議会で説明しておりまして、重複しますので、省略をいたします。</p> <p>以上で説明を終わります。よろしくご協議くださいますようお願い申し上げます。</p>

伊藤議長	<p>ただいま事務局からご説明申し上げました協議第41号につきまして、本件、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（「なし」の声あり）</p>
伊藤議長	<p>特段ないようであります。</p> <p>それでは、協議第41号「補助金・交付金等の取扱い（その2）について」は、調整方針（案）のとおり、確認させていただいたものといたします。</p> <p>次に入ります。同じく継続協議事項となっております協議第42号「町名・字名の取扱いについて」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
白石次長	議長。
伊藤議長	第2調整班長。
白石次長	<p>お手元の会議資料21ページをご覧ください。</p> <p>調整方針案としましては、西条市、東予市については、新市名を付し、現在字名を承継する。丹原町については、「周桑郡丹原町大字」を「新市名丹原町」に置き換え、現在字名を承継する。小松町については、「周桑郡小松町大字」を「新市名小松町」に置き換え、現在字名を承継する。ということでご提案を申し上げます。</p> <p>別冊にはなりますが、お手元のA3大の付属資料（その3）の1ページから4ページに2市2町におけます現況と調整内容を、5ペ</p>

白石次長	<p>ージには関係法令を、6ページには先進地事例をお示ししておりますので、ご覧をいただきたいと思います。</p> <p>詳しい内容の説明につきましては、前回の第11回協議会で説明をしており、重複しますので、省略いたします。</p> <p>以上で説明を終わります。よろしくご協議くださいますようお願い申し上げます。</p>
伊藤議長	<p>ただいま事務局からご説明申し上げました協議第42号につきましてのご意見、ご質問を賜りたいと思います。ございませんでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（「なし」の声あり）</p>
伊藤議長	<p>それでは、協議第42号「町名・字名の取扱いについて」は、調整方針（案）のとおり、確認させていただいたものといたします。</p> <p>次に入ります。同じく継続協議事項となっておりました協議第43号「各種事務事業（農林水産関係）の取扱いについて」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
白石次長	議長。
伊藤議長	はい、第2調整班長。
白石次長	お手元の第12回会議資料の22ページをお開きください。

白石次長	<p>調整方針案でございますが、朗読いたします。</p> <p>1. 農業関係。</p> <p>(1) 農業振興地域整備計画については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、新市において作成する。</p> <p>(2) 農業経営基盤強化基本構想、地域農業マスタープラン、酪農、肉用牛生産近代化計画については、新市移行後、速やかに作成する。</p> <p>(3) 水田農業経営確立対策事業については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>(4) 水田農業推進協議会については、新市移行後、速やかに統合する。</p> <p>(5) 農地流動化関係事業の制度については、現行のまま新市に引継ぎ、農地流動化推進員の構成、任期等については、新市移行後、速やかに調整する。</p> <p>(6) 市民農園の貸付料については、現行のまま新市に引き継ぎ、運営方法については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>(7) 地産地消事業については、新市移行後、速やかに関係機関と協議のうえ、調整する。</p> <p>(8) 田野中川畑地かん水事業については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>23ページをご覧ください。</p> <p>2. 林業関係。</p> <p>(1) 市町村森林整備計画については、新市移行後、速やかに作成する。</p>

白石次長	<p>3．水産業関係。</p> <p>(1) 漁港整備事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>(2) 漁業経営構造改善事業（築いそ）については、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>4．農林土木関係</p> <p>(1) 県営土地改良事業負担金については、新市移行後速やかに調整する。ただし、現在実施中並びに推進中の地区については、現行のとおりとする。</p> <p>(2) 現在実施中の中山間地域総合整備事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>(3) 現在実施中の新山村振興等農林漁業特別対策事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>(4) 土地改良事業原材料交付業務については、新市移行後、速やかに調整する。</p> <p>(5) 農地・農業用施設災害復旧事業については、新市移行後、速やかに調整する。</p> <p>(6) 現在実施中の国補林道事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>(7) 林道災害復旧事業については、新市移行後、速やかに調整する。</p> <p>(8) 丹原町単独林道整備事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>ということで、ご提案を申し上げます。</p> <p>別冊になりますが、お手元のA3大の付属資料（その3）の7ページから35ページに個々の項目ごとに2市2町における現況と</p>

白石次長	<p>調整内容を、また36ページに先進地の事例をお示ししておりますので、ご覧をいただきたいと存じます。</p> <p>詳細なことにつきましては、前回の協議会で説明をしておりますので、重複しますので、省略をいたします。</p> <p>以上で説明を終わります。よろしくご協議賜りますようお願い申し上げます。</p>
伊藤議長	<p>ただいま事務局からご説明申し上げました協議第43号につきましてのご意見、ご質問承りたいと存じます。</p> <p>異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p>
伊藤議長	<p>それでは、協議第43号「各種事務事業（農林水産関係）の取扱いについて」は、調整方針（案）のとおり、確認させていただいたものといたします。</p> <p>次に入ります。同じく継続協議事項となっております協議第44号「各種事務事業（商工観光関係）の取扱いについて」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
白石次長	議長。
伊藤議長	第2調整班長。

白石次長	<p>第12回会議資料の24ページをお開きください。</p> <p>調整方針案を朗読いたします。各種事務事業（商工観光関係）の取扱いについて、1、商工労政。</p> <p>（1）企業誘致に関する助成については、新市移行後、速やかに新たな制度を創設する。</p> <p>（2）中小企業振興資金融資制度については、合併時に調整する。</p> <p>（3）中小企業火災特別資金融資制度については、西条市の例を基本に調整する。</p> <p>（4）中小企業退職金共済制度加入促進助成制度については、東予市の例を基本に調整する。</p> <p>（5）勤労者住宅建設資金融資制度については、合併時に調整する。</p> <p>（6）勤労者教育資金融資制度については、西条市及び東予市の例を基本に調整する。</p> <p>（7）商店街振興施策については、新市移行後、速やかに調整する。</p> <p>商店街コミュニティ施設建設用地の駐車場としての利用については、当分の間現行どおりとする。登道第一駐車場については、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>（8）ひうち会館、東予市産業学習館及び小松町まちづくり開発センターについては、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>25ページをご覧ください。</p> <p>2．観光。</p> <p>（1）観光イベント助成事業等については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p>

白石次長	<p>(2)観光PR事業については、新市移行後、速やかに調整する。</p> <p>(3)温泉施設の維持管理については、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>ということで、ご提案を申し上げます。</p> <p>別冊でございますけれども、お手元A3大の付属資料(その4)の1ページから17ページに、個々の項目ごとに2市2町におけます現況と調整内容を、18ページには先例地事例をお示ししておりますので、ご覧をいただきたいと存じます。</p> <p>これにつきましても、詳しい内容につきましては、前回の協議会で説明をしておりますので、重複しますので、省略させていただきます。</p> <p>以上で説明を終わります。よろしくご協議くださいますようお願い申し上げます。</p>
伊藤議長	<p>ただいま事務局からご説明申し上げました協議第44号につきましてのご質問、ご意見等ございますでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
伊藤議長	<p>異議なしとの声ありであります。</p> <p>それでは、協議第44号「各種事務事業(商工観光関係)の取扱いについて」は、調整方針(案)のとおり確認させていただいたものといたします。</p> <p>次に、同じく継続協議事項となっております協議第45号「各種事務事業(都市計画関係)の取扱いについて」を議題といたします</p>

伊藤議長	<p>す。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
矢葺次長	議長。
伊藤議長	第1調整班長。
矢葺次長	<p>協議第45号「各種事務事業（都市計画関係）の取扱い」継続分について、ご説明いたします。</p> <p>会議資料の26ページをお開きください。</p> <p>このことにつきましては、前回協議会に提案いたしました協議項目で継続協議となっているものでございます。</p> <p>調整方針案は、新市都市計画（マスタープラン）については、新市移行後新たに策定する。</p> <p>都市計画審議会については、東予市の例を基本に調整する。</p> <p>国土利用計画（市町村計画）については、新市移行後、新たに策定する。</p> <p>以上ご提案しており、ご確認をいただくものでございます。</p> <p>説明資料につきましては、会議付属資料A3版（その4）の19ページから21ページ、また22ページには関係法令を、23ページには先例地の事例をお示ししております。ご参照いただきたいと思います。説明は、前回の説明と重複いたしますので、省略させていただきます。</p> <p>以上簡単ではございますが、ご説明いたしました。ご協議よろしく願います。</p>

伊藤議長	<p>ただいま事務局から説明申し上げました協議第45号につきまして、ご質問、ご意見等ございませんでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（「なし」の声あり）</p>
伊藤議長	<p>それでは、協議第45号「各種事務事業（都市計画関係）の取扱いについて」は、調整方針（案）のとおり確認させていただいたものといたします。</p> <p>次に入ります。同じく継続協議事項となっておりました協議第46号「各種事務事業（建設事業関係）の取扱いについて」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
矢葺次長	議長。
伊藤議長	第1調整班長。
矢葺次長	<p>協議第46号「各種事務事業（建設事業関係）の取扱い」継続協議分について、ご説明いたします。</p> <p>会議資料の27ページをお開きください。</p> <p>このことにつきましても、前回協議会にご提案いたしました協議項目で、継続協議となっているものでございます。</p> <p>調整方針案は、道路の管理等。</p> <p>1．市道の整備計画については、西条市、東予市、丹原町及び小松町の計画を基本に設定する。</p>

<p>矢葺次長</p>	<p>2. 道路認定基準については、西条市、東予市の例を基本に調整する。</p> <p>3. 開発道路、指定道路引取りに関する基準については、西条市の例を基本に調整する。</p> <p>4. 道路維持管理事業については、西条市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。</p> <p>公共用地取得事務。</p> <p>公共用地取得事務については、東予市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。</p> <p>公共施設（道路・公園・河川等）里親制度。</p> <p>公共施設（道路・公園・河川等）里親制度については、東予市の例により調整する。</p> <p>次のページをご覧ください。</p> <p>愛媛県がけ崩れ防災対策事業。</p> <p>愛媛県がけ崩れ防災対策事業の地元負担については、西条市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。</p> <p>港湾施設の管理。</p> <p>港湾施設の管理については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>以上の調整方針案について、ご確認をいただくものでございます。</p> <p>説明資料につきましては、会議付属資料の（その4）の24ページから32ページ、また、33ページには関係法令を、34ページには先例地の事例をお示ししております。説明は前回の説明と重複いたしますので、省略させていただきます。</p>

矢葺次長	<p>以上、簡単ではございますが、ご説明いたしました。ご協議よろしくをお願いいたします。</p>
伊藤議長	<p>ただいま事務局からご説明申し上げました協議第46号につきまして、ご質問、ご意見ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「なし」の声あり）</p>
伊藤議長	<p>それでは、協議第46号「各種事務事業（建設事業関係）の取扱いについて」は、調整方針（案）のとおり確認させていただいたものといたします。</p> <p>次に、新規協議事項といたしまして、協議第47号「組織及び機構の取扱いについて」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
倉田次長	<p>議長。</p>
伊藤議長	<p>総務班長。</p>
倉田次長	<p>恐れ入りますが、資料をご配付いたしますので、その間しばらくお待ちいただきますようお願いいたします。</p> <p>提案のご説明の前に、先ほど協議第6号で「新市の事務所の位置について」をご確認をいただき、新市の事務所の位置、本庁の位置ですが、西条市となりましたことに伴いまして、調整方針案の修正をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。</p>

<p>倉田次長</p>	<p>修正内容は、ただいまお手元にご配付いたしましたように、会議資料の30ページの個別整備方針(1)中ですが、3行目からであります、「2市2町の現有庁舎のうち1箇所を本庁とし、残りの庁舎をそれぞれ総合支所として設置する。」として提案をしておりましたけれども、その部分を先ほどの理由によりまして、「現在の西条市役所を本庁とし、東予市役所、丹原町役場及び小松町役場をそれぞれ総合支所として設置する。」に修正をお願いいたしまして提案をいたしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、協議第47号「組織及び機構の取扱いについて」、提案のご説明をいたします。</p> <p>会議資料の29ページをお願いいたします。</p> <p>この調整案をご説明いたします前に、協議会におきまして協議調整が必要な理由につきまして、簡単にご説明をいたしたいと思っております。</p> <p>恐れ入りますが、お手元の付属資料(その5)をお願いいたします。(その5)の2ページをお願いいたします。</p> <p>資料の左上をご覧いただきたいと思っております。組織及び機構の取扱いですが、合併に伴いまして、合併関係市町は消滅しますために、その組織・機構も消滅することとなります。そのため、新市の組織及び機構につきましては、地方自治法をはじめとします各種行政組織に関する法令等によりまして、合併時に設置することとなりますが、合併後の事務執行に支障がなく、円滑な行政執行ができるようあらかじめ協議しておくことが必要でありますことから、協議会におきまして、協議をするものでございます。</p>

<p>倉田次長</p>	<p>なお、協議をお願いいたします事項につきましては、組織及び機構の設置の基本的な方針につきましてご協議いただき、それを受けて、詳細な組織及び機構を合併時までに策定することとしております。この理由としましては、組織及び機構の策定につきましては、2市2町のあらゆる組織機構に関する詳細なデータなどの整理や、合併に伴います事務室レイアウトの検討などに相当の期間を要しますこととなりまして、先ほど申しましたが、基本的な方針をご確認いただきましたら、合併時までに策定することとしております。同じくページの下の方には関係いたします法令等をお示しいたしております。</p> <p>3ページをご覧くださいと思います。</p> <p>3ページには、先例地の例をお示ししておりますが、先例地でも同じような方針で対応いたしておるようでございます。ご参照いただきたいと思います。</p> <p>それでは、同じ付属資料ですが、1ページにお戻りください。</p> <p>調整案ですが、「新市の組織機構については、2市2町の現有の庁舎を有効かつ合理的に活用することを前提に、次の新市における組織機構の整備方針に基づき整備するものとする。ただし、新市においては、常にその組織機構を見直し、効率化に努め、規模等の適正化を図るものとする。」としております。</p> <p>新市における組織機構の整備方針ですが、これには、次の基本方針と、それに関する個別整備方針に分類しまして提案をさせていただいております。</p> <p>まず、基本方針ですが、次の6つの事項を基本方針として新市の組織機構の整備を図ります。</p>

<p>倉田次長</p>	<p>まず、（１）市民サービスの低下を来さないよう配慮した組織機構。</p> <p>（２）市民の声を適正に反映することができ、市民が利用しやすい組織機構。</p> <p>（３）簡素で効率的な組織機構。</p> <p>（４）新市建設計画を円滑に遂行できる組織機構。</p> <p>（５）指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確な組織機構。</p> <p>（６）地方分権や新たな行政課題に柔軟かつ速やかに対応できる組織機構。としております。</p> <p>次に、個別整備方針ですが、組織機構の取扱いと、先ほどご協議してご確認いただきました新市の事務所の位置についての協議項目は、関連深いものがありますことから、事務の方式や事務所の位置につきましては、重複した内容となっておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。個別整備方針は、次の４つに分類いたしております。</p> <p>（１）新市の事務の方式は、将来、本庁方式とするが、当分の間は、合併による住民生活への急激な影響を考慮し、また業務の円滑な執行を確保する観点から総合支所方式とし、現在の西条市役所を、これが先ほど直させていただいたところですが、現在の西条市役所を本庁とし、東予市役所、丹原町役場及び小松町役場は、それぞれ総合支所として設置する。</p> <p>（２）合併時における本庁は、市全体に係る政策・施策の企画立案、総合的な調整・管理事務及び総合支所が所管する区域以外の地域に関する事務を所掌する。総合支所は、それぞれ合併前の市町の</p>

<p>倉田次長</p>	<p>区域を所管区域とし、本庁において処理する事務を除き、地域振興の拠点として主に住民サービスに関する事務を所掌するというこ とで、ここでは本庁の業務と総合支所の業務につきましてお示しを いたしております。</p> <p>次に、（３）大保木支所、三芳支所は出張所とし、桜樹出張所、 石根出張所及び２市２町が現有する出先機関は、現行のまま存続す ることを基本とする。としております。</p> <p>これは、現在あります２市２町の支所、出張所及び出先の施設に つきましては、現行のまま存続することを基本としておりますが、 大保木支所、三芳支所につきましては、現行としまして、事務処理 は住民窓口部門のみの対応であり、法的には出張所扱いとなってお りますことから、出張所としますが、取り扱う事務の内容はこれま で同様であり、住民サービスには変更ございません。</p> <p>次に（４）２市２町に設置されている行政委員会等の組織機構に ついては、業務の特殊性や地域性なども考慮しながら、原則として 整備統合を図る。としております。これにつきましても、先ほどご 確認いただきました特別職の職員の身分の取扱いの調整案と一部 重複する部分がありますが、行政委員会等につきましては、合併 により原則整備統合を図ることとしております。</p> <p>以上、調整案のご説明をいたしました。先ほど説明の冒頭でも 申しましたけれども、このご確認をいただきましたら調整方針に基 づきまして、組織及び機構の具体案の策定をいたしたいと考えてお りますので、よろしく願いいたします。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>

伊藤議長	<p>ただいま事務局から説明ありました協議第47号につきましてのご意見、ご質問ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
伊藤議長	<p>それでは、本件、協議第47号「組織及び機構の取扱い」につきましては、次回の合併協議会までの継続協議とさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
伊藤議長	<p>次に、協議第48号「各種事務事業(その他の事務関係)の取扱いについて」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
白石次長	議長
伊藤議長	第2調整班長。
白石次長	<p>協議第48号「各種事務事業(その他の事務事業)の取扱い」につきまして、説明をいたします。</p> <p>第12回会議資料の31ページをご覧ください。</p> <p>調整方針案としましては、各種事務事業(その他の事務事業)の取扱いについて、1企画、2総務の分野ごとに、それぞれの項目についてお示しをしておりますような調整内容としております。詳細</p>

白石次長	<p>なことは付属資料で個々に説明を申し上げます。</p> <p>それでは、別冊でございますけれども、大きい資料、A3大の付属資料(その5)の4ページをお開きください。</p> <p>4ページは、各種事務事業(その他事務事業)について、調整方針の総括をお示ししております。</p> <p>5ページをお開きください。</p> <p>まず、企画の分野でございますが、最初に総合計画策定についてでございます。市町村は、地方自治法第2条第4項によりまして、その事務を処理するに当たっては、その地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための「基本構想」を定め、これに即した行政を行わなければならないということでございます。</p> <p>この基本構想に基づく、さらに具体的な施策や事業を推進する「基本計画」や「実施計画」の作成を含めまして、これも新市における総合計画と呼んでおりますけれども、この総合計画の策定でございます。</p> <p>この調整内容としましては、上のところに書いておりますけれども、総合計画については、新市移行後、新たに策定する。としております。</p> <p>6ページをお開きください。</p> <p>次に、国際交流でございます。西条市が、語学指導等を行う外国青年招致により、国際交流員を受け入れ、語学等の指導や市民との各種交流事業を実施する国際交流員招致事業と、平成6年に中国保定市と友好都市関係提携議定書に調印し、姉妹都市縁組をしていることにより友好都市交流をしております。</p> <p>これについて、国際交流員招致事業と友好都市交流事業について</p>

白石次長	<p>は、西条市の例により調整する。としております。</p> <p>7ページをお開きください。</p> <p>次に、行政改革でございますが、2市2町では、国の通知に基づき、行政改革大綱を策定し、それぞれの団体独自で事務改善等行政改革を推進しております。</p> <p>これについては、調整内容としまして、行政改革大綱については、新市移行後、新たに策定する。としております。</p> <p>次のページをお願いいたします。8ページでございます。</p> <p>次に、男女共同参画については、男女共同参画社会の実現を目指して、西条市と東予市が現在計画を策定しております。また、西条市、東予市及び小松町が女性団体連絡協議会を設置しております。</p> <p>調整方針としましては、男女共同参画における事業推進の基礎となる計画の策定と、女性団体の連絡協議会の設置については、新市移行後速やかに調整する。としております。</p> <p>10ページをお願いいたします。</p> <p>次に、総務の分野でございますが、名誉市民表彰については、2市2町で、現に、名誉市・町民制度がございます。既にそれぞれ受賞者もおられます。推挙の基準や方法、礼遇等制度に差異があることから、名誉市民制度については、新市移行後速やかに調整する。名誉市町民の称号受賞者については、現行のまま新市に引き継ぐ。としております。</p> <p>11ページをお開きください。</p> <p>次に、功労賞についてでございますが、現在、西条市のみ制度がございます。先ほど説明しました名誉市民制度がございますが、この名誉市民と市民表彰の中間に位置し、広く社会の進展、学術文</p>

白石次長	<p>化の興隆に貢献し、市勢の発展に顕著な功労のあったものを顕彰することを目的としております。</p> <p>上のところの調整方針ですが、功労賞制度については、新市移行後速やかに調整する。功労賞受賞者については、現行のまま新市に引き継ぐ。としております。</p> <p>12ページをお開きください。</p> <p>次に、市民無料法律相談でございます。これは、西条市と東予市で実施しておりまして、西条市は月2回、東予市は月1回開催をしております。</p> <p>調整方針は、市民無料法律相談については、新市移行後速やかに西条市の例により調整する。としております。</p> <p>13ページをお開きください。</p> <p>次に、集会所建設（維持管理）についてでございます。まず、集会所の建設についてでございますが、2市2町において、県補助を受けて整備する場合と、県補助対象外で整備する場合がございます。</p> <p>県補助を受けて整備する場合は、市町と地元の負担割合に相違があります。資料のとおりでございます。これについて、右側の調整方針で書いておりますが、負担割合は、2市2町の地元の負担割合の最低に設定する。</p> <p>それから、下の方のところでございますけれども、県補助対象外で整備する場合は、東予市が市が施工しております。丹原町及び小松町が、これは地元施工でございますが、これも負担割合に相違がございます。これについては、右の方の調整方針のところでございますが、新市移行後速やかに東予市の例により調整する。としております。</p>

白石次長	<p>14ページをお願いいたします。</p> <p>また、集会所の維持管理については、東予市のみが5年経過後、集会所を地元払い下げをしており、西条市、丹原町及び小松町は、地元で維持管理を委託することとし、契約を結んでおります。</p> <p>これについて、調整内容は、地元と維持管理契約を締結する。というものに調整内容をしております。</p> <p>以上のことをまとめまして、すみませんが、13ページに戻っていただきたいんですが、集会所建設（維持管理）については、現行制度を基本として、新市移行後速やかに新たな制度を創設するというような調整方針としております。</p> <p>15ページには、先例地の事例をお示ししております。</p> <p>以上、各種事務事業（その他の事務事業）につきまして、ご説明を申し上げました。よろしくご協議賜りますようお願い申し上げます。</p>
伊藤議長	<p>ただいま事務局からの説明ありました協議第48号につきましてのご意見、ご質問等ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「なし」の声あり）</p>
伊藤議長	<p>特段ないようではありますが、協議第48号「各種事務事業（その他の事務事業）の取扱いについて」は、次回の合併協議会までの継続協議とさせていただきます。ご了解をいただきます。</p> <p>続きまして、次第4であります。「新市名の名付け親大賞等の抽選について」でございます。懸賞の決定方法につきましては、前回</p>

伊藤議長	の協議会の新市名小委員会報告で報告しておりますが、再度事務局より説明を求めたいと思います。
倉田次長	議長。
伊藤議長	どうぞ。
倉田次長	<p>会議資料の32ページをお願いいたします。</p> <p>新市名の名付け親大賞等の抽選についてご説明をいたします。</p> <p>新市の名称候補により募りましたことから、応募された方への懸賞につきましては、前回の協議会で小委員会からの報告によりご承認いただいているところでございます。このことから、本日その抽選をいたしたいと思います。</p> <p>その内容につきましては、新市の名称に決定された「西条市」に応募された1万8,061名の方の中から抽選により1名の方に、「名付け親大賞」として10万円相当の商品券、または旅行券を贈呈いたします。この抽選は、協議会の会長をお願いいたします。</p> <p>次に「名付け親賞」としまして、「西条市」に応募され、先ほどの「名付け親大賞」に漏れた方の中から抽選で10名の方に1万円相当の商品券または図書券を贈呈いたします。この抽選は、協議会会長、副会長、各市町の議会議長さん、新市名候補選定小委員会の井上委員長さん、佐伯副委員長さんの10名の委員さんをお願いいたします。</p> <p>次に、応募された中で、最終選考まで残りました作品で、惜しく</p>

<p>倉田次長</p> <p>伊藤議長</p>	<p>も大賞等に漏れました方に、「残念賞」を贈呈いたしますが、これには、「西条市」に応募され、先ほどの「名付け親大賞」「名付け親賞」に漏れた方の中から抽選で10名の方に、また、名称の最終選考に選ばれた「石鎚市」「いしづち市」「道前市」「ひうち市」の計4,698名の方の中から抽選で10名の方に、5,000円相当の商品券または図書券を贈呈いたします。この抽選は、先ほどの抽選された委員さん以外の委員さん、西条地方局長さん、各市町議会選出委員さん、これは東予市の茎田委員さんと丹原町の岡田委員さんの2名の委員さんになろうかと思えます。それから各市町の学識経験者委員さん12名、各市町助役さん、そして協議会事務局長の20名の方をお願いいたしたいと思えます。</p> <p>なお、抽選につきましては、後ほど事務局からご説明し、ご案内いたすこととしておりますので、よろしくをお願いいたします。</p> <p>なお、本日、抽選により懸賞者が決定いたしますと、次回の協議会におきまして、その贈呈式を予定しております。贈呈の方法につきましては、小委員会報告の際にも報告いたしましたが、「名付け親大賞」の方のみ協議会にご出席いただき、贈呈を行い、「名付け親賞」「残念賞」は事務局において連絡をいたしまして贈呈をいたしたいと考えております。</p> <p>以上で、説明を終わります。よろしくをお願いいたします。</p> <p>ただいま懸賞の抽選方法につきまして説明申し上げました。本件について、ご意見ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>

伊藤議長	<p>特段ご質疑もないようでありますので、抽選に入りたいと思いますが、これからは事務局が執り行いますので、よろしく願いいたします。</p>
真鍋局長	<p>それでは、先ほどご説明申し上げました抽選方法に基づきまして、抽選を行いたいと思います。抽選に当たりますとは、事務局職員が委員の皆様のお席まで抽選箱をお持ちいたしますので、その場でお待ちください。</p> <p>なお、時間の関係もございますので、「名付け親大賞」のみ抽選後、会長より当選者の発表をしていただきます。「名付け親賞」と先ほど申し上げました「残念賞」につきましては、事務局の方で一括して当選者の発表を行うことといたします。</p> <p>それでは、まず、「名付け親大賞」の抽選を行います。</p> <p style="text-align: center;">（名付け親大賞抽選）</p>
伊藤議長	<p>それでは、私の方から発表いたします。</p> <p>西条市氷見、伊藤悦子様であります。</p> <p style="text-align: center;">（拍 手）</p>
真鍋局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、惜しくも「名付け親大賞」を逃しました応募者の中から、「名付け親賞」10名の抽選を行います。よろしく願いいたします。</p>

真鍋局長	<p>(名付け親賞抽選)</p> <p>それでは、「名付け親賞」の発表をいたします。</p> <p>西条市の高橋和江さん、西条市の藤原二美枝さん、西条市の藤原准一さん、丹原町の国廣あゆみさん、西条市の山名シゲルさん、松山市の小出英夫さん、西条市の星加八千代さん、西条市、八木美穂さん、新居浜市、岡美鈴さん、西条市、藤澤正さん。この10名の方でございます。</p>
真鍋局長	<p>(拍手)</p> <p>それでは、引き続きまして、「西条市」に応募された方々で惜しくも「名付け親大賞」と「名付け親賞」に漏れた応募者から10名、それと、新市名候補選定小委員会の最終選考に残りました「西条市」以外の新市名候補4作品の応募者の中から10名、計20名の方の残念賞の抽選を行います。それでは、始めてください。</p>
真鍋局長	<p>(残念賞抽選)</p> <p>お待たせしました。</p> <p>それでは、「残念賞」の方の発表をいたします。</p> <p>北九州市、黒岩大樹さん、新居浜市、田村敬子さん、東予市、日野美和さん、東予市、川又雅基さん、西条市、飯野崇さん、東予市、松木平さん、滋賀県の栗東町、荒巻紀子さん、西条市、伊藤玉千代さん、東予市、半川良一さん、東予市、丹下知美さん、西条市、池</p>

真鍋局長	<p>内幸雄さん、新居浜市、谷口好一さん、西条市、吉村康仁さん、東予市、川上恭一さん、松山市、井上誠三さん、小松町、戸田千鶴さん、西条市、佐竹県二さん、西条市、加藤由美子さん、丹原町、南部美和子さん、西条市、谷野宮政見さん。以上、20名でございます。</p> <p style="text-align: center;">（拍 手）</p>
真鍋局長	<p>これにて、新市名の抽選を終了いたしました。</p> <p>委員の皆様、大変ありがとうございました。</p>
伊藤議長	<p>それでは、ありがとうございました。</p> <p>以上で、本日の議題はすべて終了いたしました。</p> <p>委員の皆様のご協力に感謝申し上げます、議長の職を解かせていただきます。ありがとうございました。</p> <p style="text-align: center;">（拍 手）</p>
真鍋局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>長時間にわたり、ご審議ありがとうございました。</p> <p>それでは、次第の5、その他でございます。</p> <p>第13回会議の開催日時についてご報告をさせていただきます。</p> <p>お手元の会議資料32ページに載せておりますが、今回は、平成15年11月14日、金曜日でございますが、午後1時30分から西条市役所5階大会議室にて開催を予定いたしておりますので、よ</p>

発言者	議題・発言内容
真鍋局長	<p data-bbox="467 280 869 313">ろしくお願いを申し上げます。</p> <p data-bbox="467 347 1364 459">特になければ、それでは、これをもちまして、第12回会議を終了させていただきたいと思います。</p> <p data-bbox="494 492 989 526">大変長時間ありがとうございました。</p>